○国立大学法人筑波大学における内部質保証の実施方針等について

（令和５年７月６日
学　長　決　定）

国立大学法人筑波大学における内部質保証の実施方針等について

（目的）

1　この決定は、国立大学法人筑波大学（第２項において「法人」という。）における内部質保証の実施方針等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

2　内部質保証とは、法人が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育研究の活動等について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことをいう。

（実施方針）

3　内部質保証は、国立大学法人筑波大学組織評価規程（平成２９年法人規程第８号）第１条に規定する教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う評価（第５項において「組織評価」という。）により実施する。

4　前項の内部質保証のうち、教育の質保証及び質向上については、教育を担当する副学長が別に定める要項により教学マネジメント室と連携して実施する。

（実施体制）

5　内部質保証は、組織評価の実施方法に従い、次の表に掲げる体制により実施する。

責任者等		役割
総括責任者	学長	内部質保証に関する業務を総括する。
推進責任者	副学長	学長が別に定める副学長の業務分担に応じた活動に関する自己点検・評価を行うとともに、当該業務分担における内部質保証の推進を図る。
	系長、学群長、学術院長その他学長が指定する組織の長	各組織ごとの教育研究活動に関する自己点検・評価を行うとともに、当該組織ごとの内部質保証の推進を図る。
委員会等	組織評価委員会	組織評価を実施する委員会として各活動を検証及び評価し、推進責任者との対話を通じて各活動の改善及び発展の支援を行うことにより内部質保証の充実を図る。
	経営協議会	組織評価における組織及び運営に係る部分の確認並びに助言を行う。
	教育研究評議会	組織評価における教育及び研究に係る部

		分の確認並びに助言を行う。
実施組織	本部（右欄に規定する業務分担に応じた活動を行う組織をいう。）、附属図書館、附属病院、附属学校教育局	学長が別に定める副学長の業務分担に応じた活動に関する自己点検・評価を実施する。
	系、学群、学術院その他学長が指定する組織	各組織ごとの教育研究活動に関する自己点検・評価を実施する。

6　実施組織が自己点検・評価を行うに当たっては、各活動に関係する委員会等との連携により行うものとする。

（公表）

7　内部質保証に関する諸活動の状況等は、ホームページにより公表する。

（その他）

8　この決定に定めるもののほか、内部質保証の実施方針等に関し必要な事項は、組織評価委員会の議を経て、学長が決定する。

附　記

この決定は、令和５年７月６日から実施する。